

平成21年第2回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開会 平成21年6月5日  
閉会 平成21年6月10日  
開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（6月10日）

出席議員 8名  
1番 久慈省悟 君 2番 藤山修一 君  
3番 木村倉 君 4番 山本清 君  
5番 青木本 君 6番 松本淳 君  
7番 坂 豊 君 8番 久松 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  
村長 古川正隆 君  
教育長 八戸良幸 君  
会計管理者 木村春美 君  
総務課長 佐々木京太郎 君  
住民生活課長 八戸純一 君  
産業振興課長 青川昭信 君  
教育課長 青木 昭 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 太田信雄 君  
議会事務局主幹 中川 悟 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名  
7番 坂本豊 君  
1番 久慈省悟 君

議事日程（第3号）

- 第1 議案第42号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案
- 第2 議案第43号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案
- 第3 議案第44号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第4 議案第45号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第5 議員派遣の件
- 第6 次期会議の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時45分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 議案第42号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第1、議案第42号平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 議案第42号平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）

をご説明いたします。各課とも簡潔に説明しますので、よろしく願います。

それでは、総務課関係の補正予算です。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。17款繰入金、この右側、財政調整基金繰入金 490万円計上しております。これは、今回各課から出される歳出予算の一般財源に充当されるものです。それから、一番下、19款諸収入。雑入として一番下の原子燃料サイクル事業推進特別対策事業助成金 2,722万 1,000円を計上しております。これは平成21年度申請分の原子燃料サイクル事業の助成金で、消防広報車1台購入、それからスクールバス1台購入に充てるもので100%の助成率となります。

それから、次のページをお願いします。

真ん中の3款民生費。3の防犯対策費として防犯灯新設工事65万 8,000円計上しております。これは、設置場所は長科幹線道路で、新公民館の踏み切りからバイパスまでの130メートル分の区間に、全体で200メートルあるんですけれども、防犯灯6灯設置するものです。支柱の設置間隔は26メートル間隔で立てると。この区間は、夜間は全くの暗闇状態に加え、近年住民の健康指向も相まって朝夕夜半にかけ散歩とかジョギング等が多く、また昼夜にかけ交通量も多い。そういうことで防犯と合わせて交通安全の効果も図ると、こういうことで計上しております。

それから、9ページをお願いします。

歳出でございます。一番下の消費費。蓬田村消防防災広報車 293万 2,000円計上しております。防火防災対策において地域全体を巡回あるいは火災防止広報、各種の訓練、いろいろ多目的に活用して管理体制を図ると。5人乗りでジブタイプです。当然屋根にはスピーカーつきです。以上です。

○議長（久慈隆一君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） それでは、産業振興課関係の主なものをご説明します。

8ページをお開きください。

3段目です。7款商工費1項商工費の1目商工業振興費ですけれども、委託料、ふるさと雇用再生特別交付金事業委託料 235万 9,000円を減額しています。これは、当初委託先を2社予定していましたが、1社が辞退したため減額しております。

次に、その下の8款土木費2項道路橋りょう費1目道路維持費ですけれども、賃金、村道草刈り人夫費55万 2,000円の増。

次のページをお願いします。

14使用料及び賃借料、村道草刈り機等借上料30万円の減。これは、事業の見直しにより補正するものであります。

次に、9ページですけれども、8款の土木費3項河川費1目河川総務費ですけれども、

7の賃金、蓬田川雑木除去人夫賃39万 2,000円の減。14使用料及び賃借料、蓬田川雑木除去機械借上料30万円の減。これも事業の見直しにより減額補正するものであります。

以上です。

○議長（久慈隆一君） 次に、教育課長。

○教育課長（青木昭信君） 教育委員会関係をご説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入でございます。上から2段目。16款1項2目1節教育振興事業寄附金、児童図書購入寄附金として今月の1日、みちのく銀行労働組合から10万円の寄附をいただいておりますのでございます。

10ページをお願いします。

歳出です。一番上、10款1項2目事務局費 2,447万 7,000円を計上させていただいております。主なるものは、10節、今回教育長の交際費4万円を計上させていただきました。

18備品購入費としてスクールバス購入費 2,429万 1,000円を計上しております。

その下、10款2項、ここで訂正をお願いしたいんですが、13委託料の説明の中で「芝生目地」とありますが、これは芝生目地ではなくして「芝生目土」に訂正をお願いしたいと思っております。（「何だって」の声あり）13委託料の説明の中で「芝生目地」とありますが、これは目地ではなく目土、「土」に訂正してもらいたいと思っております。それで、13委託料、芝生目土・施肥散布委託料50万 7,000円。これは小学校グラウンドでございますが、この内訳として、土、それからトラックの借り上げとか作業人夫賃として、まず35万 1,000円、それから芝生にまく肥料代としまして13万 800円、あとは消費税等を加えますと50万 7,000円となるわけでございます。

それから、次のページをお願いします。

一番上、10款5項2目公民館費52万 6,000円を計上です。主なるものとして、修繕料37万 6,000円。これは中央公民館の外壁の修理でございますが、2カ所でございます。正面の外壁、南側の方とあと北側の方でございます。これは応急処置みたいな修理をしたい、そういうふうに考えております。その下、18備品購入費でございますが、公民館図書購入費、これは15万円ですが、ここ数年児童向けの図書をそろえていませんので、今回そろえたいと、そういうふうに考えております。

それから、真ん中、10款6項2目18備品購入費の中で野球用ベース代7万円、スピーカ

一代4万円。これはいずれも古くなったため新しいものと交換するものでございます。

以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 次に、住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 6ページをお開きください。

歳入です。19款諸収入の雑入の中で一般廃棄物金物等売払金14万円を計上してございませう。これにつきましては、最終処分場に運搬しました鉄くずとか空き缶等をですね売り払いした収入でございます。

次に、7ページをお開きください。

歳出でございます。3款民生費1目児童福祉総務費の13節委託料の中で、次世代育成支援対策行動計画作成委託料174万3,000円を計上してございませうけれども、これにつきましては子供と子育てに関して10年間の推進すべき施策を定めた計画の見直しが平成21年度、今年度で予定されておりますので、それに伴うアンケート等の集計の委託費でございます。

次に、その下にあります委託料として31万5,000円を計上してございませうけれども、これは保育料の制度改正システムの委託費でございますけれども、これは国がですね、保育園の定員区分を10人ごとに細分化したことに伴いまして、国から交付される運営費の金額が変更になりました。それとあともう一つは、保育園に3人子供が同時に入った場合、3人目が無料化になりましたので、それに伴うシステムの変更でございます。

以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。3番木村 修君。

○3番（木村 修君） 8ページ。1目村道草刈り人夫賃についてお聞きします。当初予算で90万円をみて、さらに今補正で55万2,000円。およそ150万円弱の草刈り人夫賃をみていますけれども、草を刈る場所についてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 草を刈る場所については、去年と同じように考えております。そのほかにバイパスに連結する道路の見通しをよくするための草刈りも考えています。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 今、蓬田村の総合グラウンド、あの農免道路に面したところですが、あれども、あの北側がおよそ距離にして10メートルぐらいやぶのような状態になって、非常に管理が行き届いておりません。あそこに土砂等がたまって、総合グラウンドの北側はおよそ3メートルほど低い水田になっています。そして、水路に農地が面していれば農家の方が管理するわけですが、あそこは公共用地、グラウンドで、役場、村で管理しないと土砂等もなかなか除去してくれる人がいないわけです。それで、農家の人から非常に苦情が来て、私、今質問しているんですけれども、あそこに土砂がたまって3メートルぐら이하の農家の水路に缶やビニールやそういうものが一挙に流れ込んで農家の人から苦情が来ております。低いところから高いところへ上げるのは、3メートルも低くなれば大変なわけです。ですから、ここで私提案するわけですが、グラウンドの北側の端に、もちろん草も刈っていただきたいわけですが、ため升——缶、ごみ、土砂等が3メートル下の農家が利用している水路に落ちないようにため升をつくっていただきたいということを要望するわけですが、答弁をお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 至急調査してですね、対処したいと思っております。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 7ページをお願いします。7ページの3款民生費の防犯灯設置ですけれども、先ほど総務課長からバイパスまでの長科の幹線道路に防犯灯を設置したいというふうなお話がありましたけれども、これはそうすれば各幹線道路、中沢から高根までであるわけですが、まあ、一部入っているところもありますけれども、ほとんどが防犯灯がついていないわけですね。これは順次計画していくということに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 即答は避けたいとして、一応そういうように我々もこれを計上するとき、そういう結果が出てくるのかなと想定もしておりました。

そして、これについては、私も4月からなつたんですけれども、1月に長科の自治会から要望が上がってきました。そして、今まで検討した結果、今議会に上げたということで、これについては他の地区にも類似箇所が多数ありますので、現に設置されているところは蓬田駅を通過する住宅団地グリーンタウンまでのバイパスの間、あそこには設置されています。あれとほぼ同類のもので、ほかに地区からも自治会なりから要望があれば、このように対応したいと考えております。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。4番山館清剛君。

○4番（山館清剛君） 6ページ。緊急雇用創出事業補助金に関してお聞きいたします。この事業に伴う臨時職員の募集についてお伺いいたします。先般、臨時職員の募集が村の回覧で回り、行われたわけですが、この中の賃金についてお伺いいたします。普通に考えると非常に普通の賃金より高い賃金が記載されておりました。1日当たり9,100円から1万6,000円と。作業内容についてもいろいろあると書いてもいますけれども、この内容についてご説明いただきたいと思っております。

普通ですね、今、蓬田村で行っている地域みどりの作業についてもこの雇用に対しては瀬辺地自治会でも登録制をとっておりまして、申し入れしてあるわけですが、この回覧板においても普通通常の6,000円ということでございます。それから、農業委員会でも農業関係の1日の日当当たりが6,000円と、こうなっているわけですが、何せ余りにも高額な日当でございますので、この内容についてご説明いただきたいと思っております。

さらには、先ほど説明があったわけですが、蓬田川の伐採についての見直しという説明がありましたけれども、この事業の中で行われているものの見直しなのか、お伺いいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） この緊急雇用対策事業については、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の次の雇用までの短期雇用、就業機会の創出を提供する事業であります。10分の10の国庫補助事業であるため、会計検査の対象となります。賃金については、そのための根拠が必要であります。そのためこの根拠として平成21年度の県の作業単価を用いています。道路の草刈りについては賃金が9,100円。それから、燃料費込みの草刈り機械で1,900円、それで合計1万1,000円です。それからまた、蓬田川の雑木除去については1日当たり普通賃金で、賃金が1万2,200円、それから燃料込みのチェーンソーを2,300円、それから伐採した雑木の運搬の関係で1,500円ということ、合計が1万6,000円になります。なおまた採用期間としては1カ月間を予定しています。また、県からは1カ月間安定した生活が図れるような雇用期間及び給料である必要があると指導を受けていますので、よろしくをお願いします。

○議長（久慈隆一君） 山館清剛君。

○4番（山館清剛君） この事業に限りなのか。そうすればですね……、ああ、先ほどお伺いしましたが、後の質問で一緒にお答え願います。この事業の限りなのか。例えばですね、これから村で対応するこういう事業があったときはどういう計算をして雇用をするのか、その辺も踏まえてお答え願いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） まず、先ほどのちょっと答弁漏れなんですけれども、見直しということについては当初の予算においては概算で計上しております。

それで、今の賃金の関係なんですけれども、この緊急雇用対策に限った事業であります、賃金に関しては、後は当初予算で、例えば1日当たり5,000円、6,000円とその賃金内容については当初予算で定めておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今の山館議員の質問に対しての答弁ですけれども、非常に納得のいかない説明だと、私にしてみればそう思います。

というのは、県の指導があって根拠がなければならぬと。生活するに困らないような賃金をかけろということで9,100円というふうなことの答弁だと私は受け取ったわけなんですけれども。

とするならば、ほかの賃金については全くそういう根拠がないのかということになるわけですね。生活関係なくどうでも安ければいいというふうな考え方、例えばみどりの問題でもあれも国の監査の対象になるわけですよ。それで6,000円と決めているわけですよ。これだけ監査の対象になるというわけではない。いろいろな補助事業に関しては皆そういうふうな絡みがあると思うんですけれども、これだけなぜそういうふうな決め方になるのかというふうなことを非常に私は疑問に思うわけですね。このことについてはいろいろな、例えばパートの賃金いろいろありますけれども、農協で育苗センターで頼んだり、それから我々トマトで頼んだりしている賃金も、ただべらぼうに安ければいいというふうな決め方はしていないはずですよ。それなのにこれだけが9,100円で、今は大体6,000円前後でパートでも頼んでいる、役場でも頼んでいるだろうし、どこでも頼んでいる妥当な線だと思っただけですけれども、これだけがなぜ正当な賃金で、あとは不当な賃金という意味に聞こえますよね、課長の答弁であれば。そこら辺、もう少し詳しく説明願いたいと思います。（「休憩を」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

— 午前10時12分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（川・清春君） この事業に関してのみ国の方針で進めますので、よろしくをお願いします。（「わかりました」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。6番松本淳司君。

○6番（松本淳司君） ただいまの雇用対策の関係ですけれども、離職なり職を失った人の1カ月間の生活を保障するような説明があったわけですが、この採用条件と採用者の予定している人数をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 申し込み者は全部で16名ございます。まだ県の方からこの事業の決定の関係がまだ来ていませんので、人もまだ決定はしていません。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 採用条件は。

○産業振興課長（川・清春君） 採用条件は特にありません。ただ、中では例えば一応申し込み者の中で、県の発掘の関係とかにいった人で、いろいろ問題があるという人もありましたので、その人は一応除かせていただきたいと思います。（「予定人数は」の声あり）16人のうち、そのため一応15人を予定しております。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 先ほど国の会談も入るということで、国がある程度定めた金額で国の指導に従っているということでありましたけれども、職を失った人間を1カ月間でも生活できるような賃金という説明でしたよね。となれば、当然今の経済情勢の中で最近離職したなり突然リストラに遭ったなり、そういう環境的に大変苦しい状況にある人を限定して採用するのかなというふうな思いがあるわけですが、今まで発掘とかそういう形で、そういうパートの現場に携わっていた人たちもすべて15人まで採用しますよとなれば、先ほど説明した国の方針での内容とは若干違うんじゃないかなと思います。その辺をもう一度説明をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 16名の申し入れ者のうち1名だけは離職者です。後は高齢者とか自営業で仕事が例えば仕事がないとか、失業状態であるとか、そういう関係者であります。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番(松本淳司君) 11ページの教育費に関して伺います。

玉松台スポーツガーデンの管理費が計上されていて、これに関連して何うわけですが、先般この球場使用に関して中学校の野球大会の開催のことなんですけれども、教育長も村長もご存じなわけなんですけれども、何か有料化でお金をもらいますよということが借りるために連絡した方にそういうふうな話があって、大変すったもんだがあったわけなんですけれども、このことに関して伺いたいんですけれども、当初は玉松台スポーツガーデン野球場を使用するように当たって、村内なり学校関係なりでの使用に関してはお金を取らないというふうな説明があったわけなんですけれども、そのことが管理しているアシスト側と指定管理者制度を結ぶ時点でもきちんと確認されているのか、その件に関して質問したいと思います。

○議長(久慈隆一君) 総務課長。

○総務課長(佐々木京太郎君) 済みません、私の答弁でいいかどうか。

この野球場の借り上げに関しては、指定管理者制度でアシストと契約を結んでおります。それで、その指定管理者制度の中の契約書には小中からお金を取るとこういうことは明記されておられませんので、それは当てはまらないと思います。ですから、取られないということになります。

○議長(久慈隆一君) 松本淳司君。

○6番(松本淳司君) 連絡の方法がまずかったのか、町村名を出して具体的に申し上げますと、平内の教育委員会から直接アシストに電話がいったらしいです。それで、アシストが勘違いしたのか、定まった金額を申し上げたと。そこからちょっとしたトラブルが発生したわけなんですけれども、そのことがですね、中学校なり小学校なりの郡大会なりそういう大会というのは年間の行事といっても春の時点で決定されていて、何か教育委員会ともその辺のすり合わせからいうのは当然必要になってくるし、されているものも我々は思っているわけです。ですから、その辺でそういう学校関係が使用するという時点で、アシストの側から有料ですよという答えが返ること自体我々にとっては大変納得のいかない状況なわけなんです。

それで、そのことを受けて、外ヶ浜の一本松も平内の球場も完全にそういう学校関係が使うのは無料ということと、この次の大会も蓬田の球場を使う予定であったのが一本松に移ったというふうな話も聞いております。せっかくこれだけの球場を整備して、それで地元の子供たちがそこで練習して、いざ大会試合となったときに自分のホームグラウンドを使えないというのは、何のために税金を投入して、そしてグラウンドをつくってという話のことに関しては、ごい不満を持つわけなんですけれども、今後きちんとそういう教育委員会とアシストなり管理する側とその辺を絶対こういうことがないように。先ほど総務課長は金を取ると明記していないから取らないということでありましたけれども、私に言わせれば取らないということを明記していただきたいわけなんですけれども、その辺でのきっちりした整理というのは今後されていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 教育長、答弁。

○教育長(八戸良幸君) その件に関しては私も聞いておりました。大変大会運営の方々にご迷惑をおかけしたなというふうな思っております。

申し込み先がアシストということになっておりましたので、アシストに申し込んだということと、アシストの方では村条例にあります1項目のところを見ていなかったと。料金は皆取ることになっているんだけれども、特例として村長が認めればそれでいいという1項目はたしかあるはずでした。その辺が徹底されていないということは確かにあってご迷惑をおかけしたなというふうな思っています。

教育委員会とアシストとよく話をして、今後そのようなことのないように努めていきたいなというふうな思っております。

○議長(久慈隆一君) 松本淳司君。

○6番(松本淳司君) その辺を何らかの今後アシストとの契約の段階での文言にプラスしていただきたいわけなんですけれども、ただ一つ気になっているのが、去年の段階でアシストなり教育委員会なりと学校関係の人がテーブルについたときに、今後はアシストの経営も大変厳しいので有料化を考えなければならぬということを学校関係の方が去年から伺っていると。それで今回有料化したんだらうなという話を聞いたときに、ある意味びっくりしたわけなんですけれども、そのことは事実ですか。

○議長(久慈隆一君) 総務課長。

○総務課長(佐々木京太郎君) 事実か事実でないかは別としまして、私は4月にここにきたとき、ちょうど前部活動の中学校後援会の会長さん、坂本信義さんが急遽私のところに訪ねてきて、「中体連に関するこの球場の使用、これに料金を取るとそういう話を聞いて来ました」と。それで、「いや、それは私も聞いていない」と。ですから、その後中学校の教頭先生に電話して、「これは事実なのか」と言ったら「そういうことではない」と。繰り返すけれども、指定管理書の中には取るということは明記もされていませんので、中体連に関してはほとんど無料とこういう形でとらえていますから。それで、坂本さんも中学校に行つてそのことを再度また報告してやってきて、それなりにいろいろ解決したのか、返答はいただいておりますけれども、そういう経緯でございます。

○議長(久慈隆一君) ほかに質疑ありませんか。4番山館清剛君。

○4番(山館清剛君) 先ほど、またしつこいようなんですけれども、緊急対策事業のことで、先ほど松本議員の質問に対する人数ですね、15名とありましたけれども、たしかこの予算は当初で513万円ぐらいとっていただいていたと思っておりましたけれども、これで15名で1カ月消化できるんですか。できない場合はどういう考えを持っているのか。もし人数がもっとほしいのであれば、また申し込みたい、申し込み忘れたという人もあるわけでございますので、もしできるのであれば、予算があるのであれば、そういうふうにしてもっと雇用して広く住民にお金を落としてもらいたいこう思いますが、いかがでしょう。

○議長(久慈隆一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(川・清春君) この緊急雇用は産業振興課では村道の草刈りと雑木の除去ですね。それから、教育委員会の方でもありますけれども、その雇用人員が全部で15名ということになります。

○議長(久慈隆一君) 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（川・清春君） 今の質問にお答えします。

人員については事業の申請した額でまず見直しをして減額をしております。その中で募集人員を採用しますので、採用をふやすことは現時点では考えていません。以上です。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第43号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第2、議案第43号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（青木昭信君） 議案第43号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

最後のページをお開きください。

歳出です。修繕料2万9,000円。学校給食センターは大型の冷蔵庫とか冷凍庫を使っているためすぐ電圧がかかるわけです。それで三相回路になっていまして、そこからつながっているブレーカーがあるんですけども、3本のうち1本が外れたわけです。それでそこから冷凍庫に付いている電線のところでマグネットスイッチがあるんですけども、それがショートして焼けてしまったんです。それでそうしておかれないところで、この修理はもうやっていますので。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。6番松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 学校給食センターに関してですね、議会の中ですか、前の村長のあいさつの中で、中学校の空き室を利用してそちらに移りたいような説明があったわけですけども、そのことに関しての計画なりがございましたら説明願いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 学校給食センターの計画について今ご説明いたします。中学校の空き教室に併用と。これは文部科学省の方から近年空き教室の利用、これの要請というか、そういうことになってくださいとこういう通達がありました。それで、我が村としては、老朽化しておりますし、単独で建てるとすれば用地買収あるいはその建物しかりで大体4億円から5億円かかると。これに対しては財政難の折、大変だと。そういうことにおいてこの空き教室の通達がありましたので、これに関連して中学校の1階西側、今は何か物置みたいになっておりますので、約48坪とれますのでそこに給食センターの設置をと。

それで、それに関しては学校施設課とも協議しました。学校施設課、県庁ですね、施設課もそれに対しては何の縛りもないと。そういうことでやってもいいですと。ただし、蓬田中学校は平成11年の10月に大規模改修が完成していますので、これを制度的には用途変更みたいな財産処分、これには10年制約があります、補助金の関係ですね。ですから、これもまずその前にやれば、違約金として補助金が算定されてその分取られますのでね。ですから、学校施設課は、ことしの10月が来れば10年ですけども、やはり年度で区切ります、ですから新年度かかれるように準備に入ってくださいと。それで、そうなれば国に対してその財産処分は報告だけでいいと。それは県でほとんど処理できますからと、こういう指導でありますので。

この後、経済危機対策もしかりですけども、もう一つのメニューがありまして、公共投資の交付金。これは、公共事業に対する補助金に対して9割国が交付するということ制度であります。これは7月以降決まりますので、今の情報では。ですから、全額起債の事業にも該当すると。ですから、そういう空き教室を利用したことにおいて屋根とか壁とか床とか、そういうことはほとんどやらなくてもいいですので、まあ、補修程度。ですから、約1億6,000万円ぐらい、これできると。こういう形、今の概算ですね。

ですから、そういう制度を使って、あるいは今回の経済危機に伴う公共投資のそういう制度を使いまして、それを使いましてと財源としては全額起債対応並びに一部原燃から約3,000万円ほどの助成金を計画しまして、それであるだけ一般財源を食わないようにということを進めていきたい。

ただし、その起債の中の9割は今回の交付金、これが充当になります。ですから、なりますということについては、今の平成21年度補正予算で6月3日だかに国会を通過していますので。ただ、これは1年度限りの措置で、平成22年度の繰り越しは認めますということですので。

ですから、平成21年度では計画立てて、そして繰り返すけれども、その財産処分の手続を経て、そして来年の4月には早々にスタートできるようにそうしてくださいと。ですから、繰り越し措置をとっての建設。こういうことで臨んでくださいと、こういうことの指導は受けております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 中学校の空き室を使うということは、中学校の生徒の分はそのままそこから提供できるわけで、そこから小学校にもトラックを使って配達するということがよろしいですか。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。  
○総務課長（佐々木京太郎君） 最後ちょっと聞こえなかったんだけど、中学校から小学校への配送ですか。（「はい」の声あり）はい。これについては、我々この計画を立てる段階において、それが一番のネックであったわけです。それで、中学校にやった場合は小学校に配送、これはできますかとスポーツ健康課の学校給食課に出向きました。そうしたら、課長じきじきに文部科学省に電話を入れてくださいます、それで後日ファックスもいただいで、そして中学校から小学校に配送する、これはよいです。ただし、学校給食センター、要するに共同調理場として活用するのであれば、それは十分可能で支障ありませんと、こういう回答をいただいております。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

— 日程第3 議案第44号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案

○議長（久慈隆一君） 日程第3、議案第44号平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 蓬田村介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

歳出の中に一般管理費、需用費、消耗品費として12万1,000円を計上してございます。

これにつきましては、介護サービスの種類としてどのようなものがあるのかとか、要介護認定を受けるための流れとかを説明した手引き「すこやか介護保険」を1,500部つくるための経費でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第45号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求める件について

○議長（久慈隆一君） 日程第4、議案第45号蓬田村監査委員の選任につき同意を求める件についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 議案第45号蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

蓬田村監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越33番地2。武井昭夫。昭和20年9月15日生まれ。

提案理由。地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（久慈隆一君） ただいまの出席議員は7名です。

投票に先立ち開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番藤田修一君及び3番木村修君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（久慈隆一君） 念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により否とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

- (「なし」の声あり)
- 議長(久慈隆一君) 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。  
〔投票箱点検〕
- 議長(久慈隆一君) 異状なしと認めます。  
これより投票に移ります。それでは、職員の点呼に応じて順次投票を願います。  
〔各員投票〕
- 議長(久慈隆一君) 投票漏れはありますか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(久慈隆一君) 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
開票を行います。2番藤田修一君及び3番木村 修君の立ち会いを願います。  
〔開票〕
- 議長(久慈隆一君) 投票の結果を報告します。  
投票総数 7票  
賛成 6票  
反対 1票  
以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第45号は原案に同意することに決定しました。  
議場の閉鎖を解きます。  
〔議場開鎖〕

― 日程第5 議員派遣の件

- 議長(久慈隆一君) 日程第5、議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。議員各位に配付しております「議員派遣」のとおり、議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、会議、研修、陳情等について、議員を出張、派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(久慈隆一君) ご異議なしと認めます。議員派遣の件は承認することに決定しました。

― 日程第6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

- 議長(久慈隆一君) 日程第6、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題とします。  
次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思ます。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(久慈隆一君) ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定しました。  
以上をもって議事日程の全部を終了しました。  
閉会するに当たり、村長よりあいさつをお願いします。村長。
- 村長(古川正隆君) 本定例会に提案いたしました全議案について可決していただき、まことにありがとうございました。  
国の緊急経済対策に対する予算が配分されてきました。今後、予算が確立して事業内容が明らかになりつつ、臨時議会を開催いたしまして議会の同意を得たいと思っております。今後とも何とぞ議員の皆様方にはご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長(久慈隆一君) これをもちまして、平成21年第2回蓬田村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

午前10時49分 閉会

― 上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員



